

ニ可及候学第四号公信ヲ以テ当地派出師範学科取調之者エ貴府
滞在中之費用受付之儀御達相成候処同府物価騰貴ニ而一日五円
之費額ハ到底皆消ニ付実費精算ヲ不要旨ニ付文部大輔ヨリ御達
も有之此段相心得候間御領知相成度候也

明治九年七月廿日 留学生監督 目賀田種太郎
文部大輔田中不二磨代理文部大丞 九鬼隆一殿

貴翰御返答ニ付テハ菊地^(池)斎藤兩氏共其試験ヲ各課目總テ満足ニ

経ラレ候

菊地氏^(池)ハ左之課目ノ試験ヲ受ケラレ候

私犯法 刑法 洗束法 売渡、為替券并ニ切手法

斎藤氏^(マ)ハ左之課目ノ試験ヲ受ラレ候

私犯法 刑法 洗束法 売渡法

斎藤菊地兩氏ハ外国人ニモ有之何ガシカ我風ニ御存知無之處右
様善良ニ試験御經ニ付其掛リハ大ニ驚入候尤同人達ハ學校通常
課程之外私教師ニ御就キニ而候處此度試験ニ依テ見レハ右ハ至

極宜敷事ニ而教師モ信切ニ其務ヲ果シ候事ヲ表候

斎藤氏^(マ)試験セシ博士ベ子^(ト)氏^(マ)承候ニ御同人洗束法ノ試験

在米国留学生監督目賀田種太郎^(池)菊地武夫始四名之試験成績申
報別紙写之通申越候間此段及御通知候也

明治九年九月廿六日 文部省学務課長

東京開成学校御中

各校教師ヨリ夫々生徒ニ付報告三通御廻申候余ハ揃次第御差廻

斎藤兩氏当學校へ被參候^(ル)以來屢々相接シ候而其修業ハ考テ満
足ト被存候殊更斎藤氏ハ著シク期望スペキ少年ト存候 敬具

千八百七十六年七月七日

ホストン ピーコンストリート一十番

ニコラスセント ジョン グリイン

目賀田君

当学校ニ在ル三浦和夫君之課程ニ付而之御答ニ付而ハ各課共ニ
満足ニ有之候段申進度候御同人儀敏捷ニシテ信実ノ生徒タルト
又政府ノ御信用ニ応スヘク御表シ被成候 敬具

千八百七十六年七月十一日

新紐克グレートショーンストリート九番

セラドレ ドワイト

目賀田種太郎殿

小村壽太郎儀其試験ヲ感心ニ過サレ候段御報知候ハ幸甚ニ有之
候總而右ハ仔細〔朱書不十分〕無之各課目ニ付所望〔朱書〕試験規則之ヨリモ凡
二十点多ク受ラレ候試験ヲ受ケシ者七十五名之内三十五人ハ仔
細有之候段申進候ハ、貴君ニも前条之次第ハ實ニ信用ヲ置クニ
足ルト思召候儀ト存候 敬具

千八百七十六年七月十一日 ケンブリッヂニテ

シーシー ラングデル

目賀田種太郎殿

〔文部省往復〕明治九年分式冊之内乙号、〔A16〕